

平成25年2月12日
東京都職員信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後（平成25年4月以降）も取組みは変わりません。

これまでと同様に、組合員の皆様に対しまして、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談等に迅速かつ適切にお応えするよう、努めてまいります。

- 住宅ローンをご利用のお客様から、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談等につきましては、お客様のご事情を十分にお聞きしたうえで、迅速かつ適切に対応いたします。
- 貸付条件の変更等のお申込み・ご相談等につきましては、当組合融資課にてお受けしております。

下記【お問い合わせ先】までお申出ください。

【お問い合わせ先】

東京都職員信用組合 融資課
電話03-3349-1402
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)